

大臨会2回 動労千葉 前進大きく 確立基本権労働

6月5日、公労委正式認知へむけ 規約を整備

注目のうちに船出した新生動労千葉の進むべき方向を決める第二回臨大は五月三十一日、労働者福祉センターにおいて、二二〇名の代議員・傍聴者(一五〇名)の参加のもと開催され圧倒的成功を勝ちとりました。一四〇〇名が一丸となって闘いぬいた激闘の二ヶ月間の勝利を全体で確認し、当面の活動方針を決定した事については、すでに本紙第一三五号で報告しましたが、今号では各代議員より出された意見と答弁を軸に、その討論の概要を報告します。主に討論された点をあげると以下の点です。

(1) 団交権問題について 団交権は労働組合固有の権利である。 一般的に労働組合を結成した場合は、即時、当局側(会社側)との団交権が発生するという固有の権利があつて、与えられると認めてもらうとかいうものではない。

(2) 公労委の認知問題について 公労委での認知は、その法的性格上あくまでも労働組合結成の届け出制であつて、却下などという事はあり得ないこと。従つて、今大会において「認知」に必要な規約・規則などを決定し、直ちに公労委に申請する。

(3) 未結成支部への対策 六月末結成にむけて全支部との交流オルグなどを、ねばり強くとりくむ。 現実に、団結署名は相当進み、多くの組合員が動労千葉の方針と考え方への理解を深めてきている。

(4) 財政問題について 人件費・昇給補償・闘争時の賃金カット補償など現状で充分やつてゆける。むしろ「本部」財政基盤の方が危機的だ。

きょう公労委に提出

動労千葉が 改正規約 認知へ諸準備整う



国鉄千葉動力車労働組合(動労千葉)は、五月三十一日、第二回臨時大会を開き、役員選出方法など組合規約と規則の一部を改正し、公労委の正式「認知」へ向け諸準備を整えた。この結果、改正規約をきょう五日、公労委に提出する方針で、同五日に開かれる審査会にこれを認め単位組合として認定する見込み。これに対し動労中央本部は、強い異議を述べ、動労千葉と見られるが、動労千葉と国鉄当局との労働条件に関する協定締結(三六協定)には何の支障もなかり、運動路線をめぐって闘われてきた動労千葉の独立分離問題は、一応の結了を迎えた。この日の大会で、関川委員長は

「二ヶ月間の激闘の勝利を、きょう動労千葉四百のみなさんが、団結をもち、一切の組織破壊攻撃を粉砕し、動労大改革、八〇年代労働運動の戦線的再生にむかつて前進しよう」とあいさつ、議事に移った。 動労千葉は独自の主張を掲げ、去る四月二十五日夜、「賃金の諸要求については第三者機関の活用を含め引き続き誠意をもって話し合つて参りたい」という千葉鉄道管理局の藤田好一総務部長のいわゆる「藤田メモ」を取り付けた。 その後、去る五月十四日、今度は公労委・関東地方労働委員会に「四月期昇給の実施に伴う団体交渉に関するあつせん申請書」を提出し、翌日、口頭要望という形で「速やかに話し合いを開始し、その解決」というあいさつ案が提出され、正式単位組合としての認知へ、おおよそ準備は整つていた。 公労委認知の条件としては労働

上で大きな意義があり、団結署名約千名、総子、佐倉支部など内部の未解決の問題はあるものの、片足を中央本部に残したまま、単位労働組合への進み、当局との交渉権確保までは至らなかったのは事実。

新生動労千葉の前進を伝える商業紙

労農連帯を一層強め、三里塚・ジェット闘争を貫徹しよう!

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ!